

①学校感染症と出席停止について

2024/04/01～

- ・学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基づき出席停止となり、出席停止期間の基準が定められています。
- ・登園（校）停止期間は川崎市医師会で、下記の通り統一されております。川崎市として、感染症罹患時の登校の対応につきましては、川崎市医師会と連携し、「登校許可証明書」を学校に提出していただいております（R6年2月現在 インフルエンザ、新型コロナ感染症を除く）。用紙は各医療機関に置いてあります。登校許可証明書の発行にあたり、川崎市内の病院の場合 500 円（税別）の文書料がかかります。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

	病 名		登園（校）停止期間
1	インフルエンザ（様疾患）	学校	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
		幼稚園 保育園	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで
2	百日せき		特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
3	麻疹		解熱後3日、せき・発疹が軽快するまで
4	風疹		発疹が消退するまで
5	水痘・带状疱疹		全発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
6	流行性耳下腺炎		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）		発熱、咽頭および結膜の発赤消失後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎		目の充血、異物感が消失するまで
9	急性出血性結膜炎		目の充血、異物感が消失するまで
10	溶連菌感染症		主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで
11	新型コロナウイルス感染症		発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止における健康管理・感染症対策について

- ・登校前に幼児児童生徒の健康状態を確認してください。発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等は登校を控え、自宅で休養していただきますようお願いいたします。発熱の症状が見られる場合には 医療機関の受診をお勧めします。
- ・出席停止解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。
- ・同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等であっても、幼児児童生徒本人の感染が確認されていなければ出席停止にはなりません。

※その他、欠席についてご心配なことがありましたら、学校へご相談ください。

②忌引きについて

故人との関係	忌引きの日数
父母	7日
祖父母	3日
兄弟姉妹	3日
3親等の者	1日

※遠隔地に赴く必要のある場合は、往復の日数を加算することができる。